

青森中央短期大学における研究費等の取り扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森中央短期大学（以下「本学」という。）における研究費等（以下「研究費等」という。）の取り扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究費等」とは、次のものをいう。

- (1) 各省庁から配分される競争的資金（各省各庁が主管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
 - (2) 地方公共団体等からの助成金及び補助金
 - (3) 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
 - (4) 受託研究費、共同研究費
 - (5) その他本学の責任において管理すべき経費
- 2 この規程において「部局」とは、各学科、図書館情報センター、キャリア支援センター、入試広報センター、国際交流センター、学習支援センター及び事務局をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- 4 部局責任者は、各部局における研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 部局責任者は、研究費等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第6条 部局責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、本学全体に起因するものと各部局に特有のものに分類し、その実施について、部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。

3 部局責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不適当と認める場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないうように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(組織体制)

第7条 本学の研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画推進室を設置する。

2 不正防止計画推進室に室長を置き、事務局長をもって充てる。

3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 室長

(2) 研究活動推進委員長、事務局次長

(3) 総務課長、研究支援課長

(4) その他、室長が指名するもの若干名

4 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) 行動規範の策定等に関すること。

(4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

5 不正防止計画推進室の事務は、総務部総務課において処理する。

6 不正防止計画推進室について必要な事項は別途定める。

(相談窓口)

第8条 本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関し、明確かつ
統一的な運用を図るために相談窓口を置く。

2 相談窓口は、総務部総務課内に設置する。

3 相談窓口は、本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに
関する学内外からの問合せに誠意をもって対応し、本学における効率的な研
究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正使用に対する通報)

第9条 何人も、研究費等の不正使用（法令、その他本学又は資金配分主体が定めた
規程等に反する研究費等の使用をいう。以下同じ。）の疑いを発見したとき
は、氏名を明らかにすることを原則として、電話・電子メール・FAX・書
面・面会により、不正使用が疑われる教職員の不正使用の態様等を通報する
ものとする。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は総務部総務課とする。

3 その他、不正使用に対する通報の扱いについては学校法人青森田中学園公益
通報等に関する規程によるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究費等の取り扱いに関し必要な事項は、
別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月1日より施行する。